

壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢(下)

― 朝明郡家跡の発見を契機として ―

補註

(1)、朝明郡に関する記事としては、

『日本書紀』天武天皇元年壬申(六
七二)六月丙戌(二十六日)条には、

且於朝明郡迹太川辺望拜天照
大神。是時、益人到之奏曰。所置

関者非山部王。石川王。是大津
皇子也。便随益人參来矣。大分

君患尺。難波吉士三綱。駒田勝忍
人。山辺君安摩呂。小墾田猪手。

泥部砥枳。大分君稚臣。根連金身。
漆部友背之輩從之。天皇大喜。

將及郡家。男依乘。駟来奏曰。
發美濃師三千人。得塞不破道。

於是天皇美雄依之務。既到郡
家。先遣高市皇子於不破。令監

軍事。遣山背部小田。安斗連阿
加布。發東海軍。又遣稚核部

臣五百瀬。土師連馬手。發東山
軍。是日。天皇宿于桑名郡家。

即停以不進。(後略)

とあり、『続日本紀』天平十二年

(七四〇)十一月条には、
(十五日) 丙午。從赤坂。發到朝明郡。戊申。
(十六日) 至桑名郡石占。頓宿。己酉。至

岡田 登 (所員)

美濃国当伎郡。

とある。また、『万葉集』卷第二の

天皇の御製

(1030) 妹に恋ひ吾の松原見渡せば 潮干

の渚に鶴鳴き渡る

の左注に

右の一首は、今案ふるに、吾の松

原は三重郡にあり、河口の行宮を

相去ること遠し、若疑朝明の行宮

におはしましし時に製りましし御

歌にして、伝ふる者誤れるか。

とある。

(2)、『続日本紀』天平十二年十月己卯
条には、

勅大將軍大野朝臣東人等曰。朕

縁有所意。今月之末。暫往関

東。雖非其時。事不能已。

將軍知之不須驚怪。

とあり、やむにやまれない行幸であ

るとされている。従来、藤原広嗣の

乱を避けてとか言われていたが、乱

は九州で起こり、また河口滞在中の

十月二十三日には、広嗣を捕らえ、十

一月一日には斬刑に処しており、乱

を避けてということはない。平城京

から伊賀北部を通過する東海道(壬申

の乱を追撃するのみの目的であ)を使わず伊賀

南部から河口へ出て、同処で十日間

滞在されていることからすると、天

皇御自ら伊勢神宮へ赴き広嗣の乱の

平定を祈り、また新しい都に遷り、

慮舍那仏の造立を祈念することを目

的にしていたと考えられる。乱鎮圧

によって、天皇は神宮への参拝をと

りやめ(天皇の神宮参拝は、明治天皇が始め

親拝の代わりとして、懺られていたやがある。

皇子が任じられていた)、勅使の派遣にと

どめ、その後は曾祖父にあたる天武

天皇の壬申の乱の跡を辿り、また遷

都にふさわしい地を求めて巡幸され

たと考えられる。なお、姉、元正天

皇が二度にわたりに行幸された養老の

瀧を見ることが、その目的の一つで

あったとも考えられる。以上の点に

ついては、別稿で詳述する予定。

(3)、開館のための常設展準備にあつ

ては、学芸員に任用された本学大学

院出身の堀越光信氏に協力して行なっ

た。『四日市市立博物館常設展示案

内』は、平成六年三月に発刊され、

本論に関係する部分は、二七頁の

「大和朝廷と北勢地域」の地図に示

した。なお、平成七年十月十八日に

は、伊勢市成人学級「古代の三重」

第五回で「壬申の乱と北伊勢」、同

年十一月二十五日には歴史ゼミナ

ール四日市の第四回講座で「聖武天皇

の伊勢巡幸」と題し、講演した。

(4)、青木谷遺跡の銅鐸については、

『勢陽五鈴遺響』朝明郡青木山光明

廃寺跡に「元文年中、此廃寺ノ跡ヨ

リ村童等宝鐸二口ヲ土中ヨリ鑿出セ

リ、今桑名郡桑名府萱町西方寺ノ什

宝トス」とあり、廃寺跡出土のもの

で、銅鐸とすることを疑問視するむ

きもある。ただし、光明寺は、一身

田高田本山専修寺開創の真恵上人が、

寛正元年(一四六〇)に開いたもの

と言われるが、鈴木敏雄氏は平安期

頃の繩布目文の平瓦を採集され

(同氏「三重県古瓦」、一訓霸郷関係ノ古

瓦氏寺タルベク、又恐ハ長倉神社ニ

モ関係アルベシ」とされている。宮

内黙蔵の『伊勢名勝志』(明治二十

二年刊)では、弘仁中僧空海巡国の際に青木谷

に一堂を建立し、その寺に真恵上人

が来住したとする。宝鐸は、現在所

在不明である。朝明川左岸の伊坂町

重地山(扁平鈕式銅鐸)や山村町金塚

遺跡で銅鐸鈕片(扁平鈕新から突線鈕

2式)が出土している(服部孝人ほか「金

塚遺跡・山形遺跡発掘調査報告」三、ことや弥

生時代遺跡の集中度や北脇遺跡の玉

作り遺物(拙論「三重県下出土の玉作り関係

資料について」『史料』一七三三号、

平成十)からすると銅鐸であった可能

性は高い。また、古瓦片(能定判定の可

なく、鈴木氏は平安代、平安期とではお

り、必ずしも時代を限定するものではない)の

散布は多くはないようであるが、久

留倍遺跡が朝明郡街であることを考

えると郡街付属の寺院であったこと

も考えられる。青木谷遺跡は土取で

その大半が消滅しており、それらの

ことが確認できないのは惜しまれる。
なお、山奥遺跡からは弥生後期に属する土製模造鏡が出土している（荒木佐々木稿「Ⅱ 山奥遺跡」『一般国道一号线北勢バイパス埋蔵文化財発掘調査報告Ⅳ』四日市市教育委員会 平成十二年ほか）。

(5)、銅鏝については、榎本亀次郎

『三重考古図録』（三重県教育委員会）、死人谷横穴墓群の環頭大刀については、八賀晋「死人谷横穴墓群」〔第二巻・史料昭和六十二年〕、拙稿「四日市市死人谷横穴墓群出土の単鳳環頭」〔「史料」平成四年〕参照。

(6)、拙稿「古墳時代以後の遺跡」

『四日市市史』第三巻・史料編・考古Ⅱ、平成五年。道を挟んだ南側の山畑遺跡からは、灰釉陶器や緑釉陶器が比較的多くまとって採集されており、郡衙に関係するものか。なお、南方には後述する県道を挟んで式内社の伊賀留我神社の二社、西側の青木谷遺跡地内には、式内社長倉神社が鎮座し、櫻神社の旧社地もある。

(7)、江戸時代以来、海蔵川以北の羽

津を中心とする地域を、朝明郡額田郷に比定する説があるが、明確な根拠はない。三重・朝明両郡に跨って建立された小泉御厨の田畠の内、朝明郡のものに、朝明郡所在とある（安貞二年（一三八）正月廿八日卜部某（私領券）京都大学所蔵地蔵院文書）。なお、隣接する長松御厨は、羽津町の

小字に永松・長松があり、羽津町に比定される。『和名類聚抄』の朝明郡郷名は「田光・杖部・額田・大金・

豊田・訓覇」と記され、朝明川上流から田光・杖部と記し、員弁川下流右岸の額田から朝明川中流の大金、下流の豊田から三重郡堺までの訓覇と時計回りに記されている（拙稿「伊名」『三重県の地名』日本地名大系24「平凡社」昭和五十八年）。

(8)、赤松一秀ほか「一般国道一号线北

勢バイパス埋蔵文化財発掘調査概報Ⅳ「四日市市教育委員会、平成十六年」。(9)、山中敏史氏によれば、郡庁の共通点として、交通路や地形による制約を受けた場合を除くと南面するのを基本としている」とされる（『郡衙の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』奈。本遺跡の良文化財研究所、平成十六年）。本遺跡の場合も、後述する東側丘陵下を走る古道（県道員弁四日市線）や緩やかに東側へ傾斜する斜面上の立地が、郡庁東面に結びついたとも考えられるが、必ずしも南面させるに不都合な地形でなく、ここでは後述するような朝明郡の特質を考えるべきであろう。

(10)、出土遺物のうち、従来三重県下で用いられている須恵器の編年観よりは、新しく見る説（七世紀末以降）も出され、時期比定に混乱が見られる。なお、飛鳥京跡から、天武天皇十年（六八二）の干支「辛巳」を記した木簡削屑とともに、「□明評」の削屑も出土している（『権原考古学研究所調査概報一九八四年度』。古代郡名で二字目に「明」の字を用いるものは朝明郡のみで、大宝令施行以前の評制期のものである。なお、共伴した木

簡群は、壬申の乱に関わった地名・人名を記したもので、天武天皇十年三月から始まった帝紀及び上古諸事の記定作業に関わるものではないか（『和名類聚抄』「飛鳥京跡」一〇四二）とされている（『日本古代木簡選』平成二年）。

(11)、鈴鹿市国分町に所在する狐塚遺

跡（伊勢国分僧）では、柵で画されたコ字状に配される正倉十一棟程と小谷を挟んだ東側に南面する正殿と東西脇殿各二棟が確認され、河曲郡衙址とされるが、出土遺物は極めて少ない（藤原秀樹・岡田雅幸「伊勢国分寺跡」〔第10次〕『伊勢国分寺・国府跡3』鈴鹿市教育委員会、平成八年ほか）。古代伊勢国での郡衙遺構の有様を示す上で注目される。

(12)、大矢知の地名由来を、『角川日

本地名大辞典』は、「朝明川の流域で最初の大きな谷地形を形成することによるといふ」とする。なお、辻直樹氏は大矢知の地名を「大家」Ⅱ那家を意味する地名と考え、式内社の長倉神社や桜神社の倉に関わる神社が近くにあり、久留倍が倉部に由来（他に異部・車部に）するものとみて、朝明郡家跡を、発掘以前に久留倍遺跡に比定されている（『朝明郡家跡比定地についての一推察』三重の古文化Ⅱ八号、平成十年）。

(13)、田中卓「尾張国はもと東山道か」

『史料』二六号、昭和五十五年。

(14)、拙論「日本古代交通制度研究の現状と課題―駅馬と伝馬―」『日中律令制の比較研究』科研費研究成果報告書（代表大庭脩、のち渡辺寛）、

平成十五年。

(15)、『日本書紀』には、

越三大山至伊勢鈴鹿。爰国司守三宅連石床。介三輪君子首。及湯沐令田中臣足麻呂。高田首新家等参遇于鈴鹿郡。則且筑五百軍一塞鈴鹿山道。到三川曲坂下而日暮也。以皇后疲之暫留輿而息。

とあり、鈴鹿や川曲は三重・朝明・桑名郡のように郡家と記されていない。また『和名類聚抄』に記載の如く、鈴鹿郡に国府（伊勢国府跡は、鈴鹿市国府町（A）と同市広瀬町（B）の二カ所が知られ、筆者はA↓B↑Aの三転の可能性を指摘（拙論「伊勢大鹿氏について」三六号、平成七年四月）しているが、壬申紀頃の国府の所在地については未確認である）が置かれているとすれば、伊勢国守（美濃国守とする説があるが、伊勢国守で良い。この点については、別稿で詳論する予定）や介が、鈴鹿郡に参り遇うと見えるのは、やや不審で、当時の東海道が河口関を越える雲出川ルートを取る

ことからすると、壬申紀頃には、伊勢国府は一志郡に置かれていた可能性もある。一志郡に白鳳期の古代寺院が集中（七カ寺）するのはこれによるか。また直木孝次郎博士が三宅石床や三輪子首が伊勢国司でないことを提起された中で、

「もし石床・子首が、伊勢国司であるならば、近くにあるはずの国司の館（鈴鹿市国府町附近と考えられる）か、鈴鹿郡の郡家（郡役所）

で待ちうけていそうなのものである。途中まで迎えに出たのであっても、その後には国司の館か郡家で労をねぎらうのが当然であろう」

と記されている（増補版「壬申の乱」）。しかし、わずかの随伴者とともに、急ぎ東下向する中で、国司館か郡家を訪れ労をねぎらわれることはなかったし、臣下である伊勢国司が国司の館か鈴鹿郡家で、皇子を「待ち受ける」とか「労をねぎらうのが当然」とされるのは問題であろう。伊勢国司は、東下向される道中の鈴鹿郡で参遇（出迎）したのである。また、川曲郡は、天智天皇や天武天皇にとって、

「嶋皇祖母命」とされる糠手姫皇女の母方（遠き子夫人は、伊勢大鹿首小熊の女夫人となり、糠手姫皇女を生み、敏達天皇の智・天武天皇の父、舒明天皇を生まれた）の地にあたり、天武天皇の東下向には何等かの関わりを持ったことが考えられる（拙論）が、郡家や郡司の館に立寄っていない点は重要である。

(16)、郡稲は出挙利稲により支出され、その項目は、正月読経布施料・釈奠料・元日朝拝国郡司食料・修理器仗料・年料交易雑物餽料・貢上御馬飼秣料・買立伝馬餽料・織諸羅綾料・伝使並將従食料・新任国司食料・巡行国司食料・春夏出挙使食料・醸酒料などに充てられ（宮本教「郡稲」『国史大辞典』巻四。但し、賦使等、天平六年（七三四）駅起稲・兵家稲を除いた他の雑色官稲とともに大税に混合（大税は天平七年以降（正税と称され、郡稲

で支出されていた項目は正税か）された。郡稲・大税、いずれも郡衙正倉に収納された。

(17)、齋宮跡の西北約三キロ程の神郡内に建立された大雷寺廢寺（阿尼町）と志摩国分寺（志摩郡）と同范の瓦を持つ桑名市西方町の西方廢寺は、天平十二年の聖武天皇伊勢巡幸の折、行基によって造営されたという伝承を持つ海善寺に当てられている（前掲註4）。行基云々についての確証はないが、これら三方寺が聖武天皇伊勢巡幸以後の仏教政策との関わりの中で建立されたことについては、拙論「伊勢神郡内建立の大雷寺廢寺をめぐって」（皇學館大学史料編纂所報、第四十二号、平成十五年）で述べた。



図5. 迹太川遙拝所跡（『四日市市史』第16巻）

(18)、糠塚山説は、天武天皇がこの山上で額突いたことに由来する名とし、米洗川は洗米して天照大神を祀ったことに由来するとする。米洗川は、その上流にある垂坂が、御神酒を作る麴の産地で、それを作る米を洗ったことに由来したもの（『角川日本地名の項』なお、垂坂の麴は、江戸時代年中由貴六節会神酒料として伊勢神宮へ五升貢進されていた）で、いずれも壬申の乱の故事に結びつけて考え出されたものである。昭和十六年五月二十一日に「天武天皇迹太川御遙拝所跡」として県の史蹟指定を受けた地は、「天武天皇のろしの松」と言われる樹齢五〇〇年程と推定される高松のある場所を指定したもので、慶応二年（一八六六）に建てた石燈籠があり、それには「天武天皇呪志の御松齋宮」と刻まれている。石燈籠の建てられた地は、十四川の左岸にあたり、川名の「十四」を「呪志」の転化とみ、「のろし」と理解したようである。この地では、毎年一月二十一日に、樹の下に集まって神宮遙拝の式を行なってきたという（四日市市教育委員会昭和四十六年「四日市市（四日市市）史第四巻・史料編纂・文化財」平成元年）。この伝承も、壬申の乱の故事を、川名や老松樹に結びつけたもので、根拠のあるものではない。「三国地誌」を始めとする江戸期の地誌類に、この伝承を記していないこと、および石燈籠の刻名よりすると幕末頃より語り出されたものか。また、地名の

齋宮谷もこの伝承により生まれたものか。

(19)、従来、朝明川左（北）岸の丘陵上に確認されていた特殊な硯を含む六つの円面硯や口縁部に「尾治山寸□□」とへら書きされた甕などの遺物や方向をそろえた計画的配置を持った廂付の大規模な掘立柱建物（四棟）や倉庫と考えられる総柱式建物（五棟）などの検出（七世紀末～八世紀）された伊坂町西ヶ丘遺跡（小玉道明は「西ヶ丘遺跡」）



図6. 糠塚山遠景（『四日市市史』第3巻）※右端道路は県道員弁四日市線。糠塚山の山容は、神奈備山形を呈す。

成立の『舟木氏系図』には、貞治二年（一三六三）に、土岐氏の一族である舟木頼尚が三瀬谷より一志郡堀内（現、鶴野町堀之内）へ移った際、その旧跡を譜代の家人に給し、百姓が入って一邑となったので、舟木村と号したとある。古代に溯って船木氏との関わりが証明されるのは、現在のところ朝明郡のみである。

(30)、屋主を家主の誤りとする説は、鹿持雅澄の『萬葉集古義』（明治三十一年）にみられ、雅澄は「屋主は、家主を寫し誤れるなるべし」とされ、澤瀉久孝博士は「或いはこれは家主の誤かとも思はれる」（『同博士「萬葉集注釈」』とされている。雅澄が「家主を寫し誤」とされたのは、左注成立前のことか、『萬葉集』収載の時点、と考えなければならぬ。『萬葉集』には、家主の歌はなく、屋主の歌が他に一首（巻八）、

大蔵少輔丹比屋主真人の歌一首
 難波邊に人の行ければ後れ居て
 春菜採む兒を見るがかなしき

があり、一〇三一番の歌に似たところがあることとされ、「屋主もにわかに捨て難い」（『岩波・日本古典文学大系（萬葉集）二、補註、四五二頁』）とされている。屋主が勅により都へ還ったのは、広嗣の乱が平定されたことにより、随行の人数を減じ、屋主以外にも何人かが帰京を命じられたものと思われる。

(31)、拙論「奈良三彩小壺出土の多氣

町クツヌイ遺跡をめぐる―東大寺大仏造立と伊勢神宮―」（『史料』一六五号、平成十二年）。

(32)、狭残を「ササム」と訓んで、「倭姫命世記」に見える佐々牟江、あるいは『延喜神名式』多氣郡佐々夫江神社の鎮座地である多氣郡明和町大湊に当てる説（『荒木田久老観』「ナゴリ」と訓んで、一志郡松ヶ崎の松ヶ島を「なぐり町」というのに当てる説（『三國』、古本（西本願寺本）にある「ササ」の訓より、『書紀』安閑天皇元年の伊勢国来狭狭邑に当て、同邑には土師部が居住していたことから、鈴鹿市土師町に当てる説（『土屋文明「萬葉集注」』安閑紀の来狭狭邑は、雄略天皇十七年紀に見え、開紀のこの条は、脱文（伊勢国（藤原）撰）津国（来狭狭の「内」の可能性がある）ほかがある。しかし、いずれも付合の説である。行幸の順次は、鈴鹿郡赤坂頓宮（「従来、関町木崎町字内山に比定する説に比定するが、鈴鹿市国府町字赤坂に比定するが、拙論「伊勢大鹿」）↓吾の松原（「三〇番御製年表」に、「吾松原在在朝明行宮之時所」↓四泥の崎（『式神名「伊勢国朝明」』）↓狭々行宮とあり、吾乃松原は三重郡にあった。四日市市日永・六呂見町に伝わる文録（一九九二）頃の古地図という『日永六呂見古地図』（矢守彦・班田久教授と条里制「四日市市史」（昭和三十六年、四〇頁、原図の所在、不明）によれば、日永の東方海岸線は大きく内湾しており、海山道神社の鎮座地は南より北へ向けて松原のある突出した砂嘴として描かれており（これは土地条件図（四日市市））、天皇の御製、

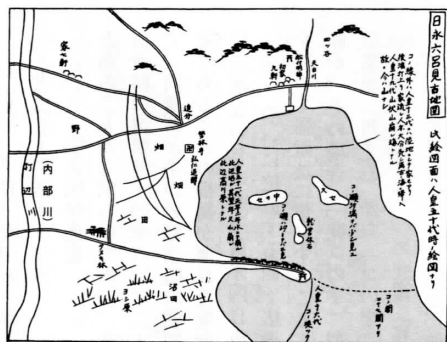


図7. 六呂見古地図（『四日市市史』）※海部に網がけの加筆をする

1030 妹に恋ひ吾の松原見渡せば 潮干の渚に鶴鳴き渡る

は、赤坂より四泥の崎へ至る日永付近からながめた吾乃松原と海辺の状況（渚）を詠んだものであろう。なお、天平十九年（七四七）勸録の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に 三重郡赤松原百町

開八町 未開田代九十二町
 四至 東上無清泉 南申杜山道
 北西無清泉 西山之限

とある赤松原を、吾乃松原に当てる説（廣岡義隆「吾乃松原（三重大学教育）」（『学部紀要』三二二、昭和五十五年）ある。四至からすると、北に朝明郡との郡界の道があり、東上無清泉、南申杜山道、西山之限とあることから、赤松原は山側の孤野町付近に想定されるか。なお、山は必ずしも山地・丘陵を指したものでなく、森のあるところも山と呼ぶことのあ

ることからすると、海岸部で考えることも可能か。その場合、南の申社は、海山道神社（創祀年不詳）との関わりで考えられるか。低地部にみられる川や海に関わる地名が、四至に見られないことからすると、赤松原を吾乃松原に比定することには無理がある。いずれにしても、鈴鹿市若松町や四日市市松原町を吾乃松原に比定する説もあるが、若松町は河曲郡、松原町は朝明郡で、明らかに左注の指摘と相違する。

なお、狭残の狭を訓（サ）、残を音（ザ）で読むことに地名表記上疑問があることとされ、「残」は「浅」の誤りではないかとする説（『集注釈』巻八、昭和三十五年）もある。『和名類聚抄』の地名表記で見れば、「八坂加」に「綴喜木」など音訓混用の地名表記も見られ、必ずしも、古本の訓み「ササ」が誤りであるとは言えないであろう。

(33)、桑名郡石占頓宮は、蓬左文庫本・兼右本等の『続日本紀』諸本や『日本紀略』では、「至桑名郡石占頓宮」とあり、国史大系本は「宿」を谷森本傍書により「宮」に改めている。しかし、諸本・『紀略』の「宿」とし、「桑名郡石占に至り、頓り宿りたまふ」と訓む、新日本古典文学大系『続日本紀』の訓みに従うべきであろう。石占の所在地は不明であるが、日本武尊の熊襲平定の折、尾張田子稻置・乳近稻置とともに尊に従った石占横立の名が見え（『日本書紀』景行

天皇（十七年十月、桑名郡でも古くから有力豪族の居住地と理解される。当地に、郡家が置かれたか否かは不明。補註17で指摘した西方廃寺が、聖武天皇伊勢巡幸の折、行基が建立したと伝える海善寺であるとすれば、石占はこの付近に求めるべきか。北方六〇〇メートル程の丘頂部には、桑名郡唯一の前方後円墳である高塚山古墳（全長約五〇メートル、四世紀末）がある。また、古相タイプの三角縁神獸鏡三面（（MOMA）（衛館所蔵））の出土した古墳が、桑名市（（所在地））に所在した。

(34)、『延喜式』民部上には、
 九志摩国百姓口分田。便（授）授伊勢。尾張兩國。唯伊勢神郡者、不在。授限。

とあり、伊勢国では十三郡中、多氣・度会（二）の二神郡を除く地で、口分田を班給している。恐らく、口分田は伊勢国の乗田から班給しはじめ、尾張国におよんだものと考えられる。尾張国山田郡（（現、名古屋守山・北、名東の地域））の志摩国百姓口分田は、田租より逆算すると二一〇段で、すべて男子とすると一〇五人分にあたる（（拙論「磯部町の原始・古」代「磯部町史」平成九年））。

(35) 建久三年（一一九二）の『皇大神宮年中行事』には、神宮の三節祭・祈年祭・公卿勅使・臨時奉幣使・六節会（の）の時に、魚介を貢進する鳥々の一つに「佐々良」があり、現、南勢町磯浦に比定されている。また、五ヶ所湾口の磯浦に所在する宮山古墳

（（徑二一メートル程、六世紀後半から七世紀前半））からは、七世紀前半の須恵器とともに、金銅製双龍文環頭大刀が出土（（関西大学考古学研究室「紀伊半島の土」文化史的考察、考古学編、平成四年））しており、久留倍遺跡南方に所在する死人谷横穴墓群からも同様の双龍文環頭大刀が出土している点は、注目される。朝明郡郡司の船木氏の存在と『住吉大社神代記』の記事を考えると、郡家の所在した大矢知と南勢町磯浦とは神功皇后や斉明天皇の朝鮮出兵などを通じて、何等かの関わりがあったことが考えられる。なお、『神鳳鈔』の志摩国には、比定地未詳であるが、「船木原御厨（一丁八反）」が見えている。

(追記)
 八月六・七の両日にわたって、三重大学で開催された第三回考古学研究会東海例会で、I期の郡庁北第一脇殿（SB四四四）をⅡ-②期の溝（SD四九四）が切り、この溝中より須恵器坏片一点が出土しており、七二〇、七四〇年頃のものとする見解（（服部芳明「神鳳鈔の成立と展開」三重県四日市市久留倍遺跡を素材にして」））と八世紀末頃とする見解（（野善裕氏の討論会席上での））が見られ、I期に属する郡庁跡は、八世紀前半以前、あるいは八世紀末以前とする二つの見解が出された。いずれも、遺構埋土の掘り下げを行っていない段階で検出されたわずかに一点の須恵器片で提示された見解で、その是非を問うことはむずかしい。

郡庁遺構（I期）に対応する正倉院、正倉院遺構（Ⅲ-①・③期）に対応する郡庁は未確認であり、現発掘区以外の隣接地に郡衙遺構が広がっている可能性が高く、周辺に存在する遺跡（大矢知山畑・青木谷）を含めて、朝明郡衙址を考える必要がある。その場合、既に遺跡の多くが消滅した青木谷遺跡や現大矢知集落内、県道員弁四日市線の東側（（この地域は、水田調査による遺跡確））への、郡衙施設の広がりを考えるべきであろう。今回の発掘では、朝明郡衙の主要遺構の一部を検出したものと理解すべきであろう。なお、大化の改新の詔大化二年六四六によって、地方行政区画が定まったことは、天智天皇四年乙丑（六六五）の年紀を持つ明日香村石神遺跡出土の木簡（（市大樹「石神遺跡」第一研究所紀要二〇〇））に、

・乙丑年十二月三野国ム下評
 ・大山五十戸造ム下マ知ツ

とあることから明らかである。久留倍遺跡の遺構埋土の掘り下げによって、同遺跡が壬申の乱当時の朝明郡衙であることの根拠が薄れた場合、周辺部ないしは県道員弁四日市線（古道）沿いに位置する西ヶ広遺跡を以って郡衙址に想定することも可能か。その場合、「非コ」の字型配置郡衙（西ヶ広）から「コ」の字型配置郡衙（久留倍）への変遷（移転）を考える必要がある。但し、最近

発掘された豊後国海部郡衙の可能性の高い大分市城原・里遺跡では、飛鳥時代（（七世紀第））の「コ」の字型配置を持った大型掘立柱建物群が検出（（大分市教育委員会「大分市・城原。里遺跡」第七次調査概要から」文化財発掘調査出土情報（二〇〇四・八二））されており、「コ」の字型配置が、建郡時からの基本要素であるとすれば、西ヶ広遺跡以外で考えるべきであろう。その場合、前述した古道（郡伝路）の持つ意味は大きい。

(付記) 本論文を執筆するにあたって、大島信生・松下洋子の各氏には、種々御示教をいただき、資料提供等色々お世話になった。記して、謝意を表します。

(前号訂正)
 2頁4段一行目 郡庁院地区と正倉院・D・E地区
 ↓
 正倉院地区と郡庁院・D・E地区
 7頁3段三行目 石占頓宮・石占頓宿
 ↓
 石占頓宮・石占頓宿
 2頁2段七行目 2日↓5日
 八行目 頓宮↓頓宿

編集兼 皇學館大学史料編纂所
 発行者 清水 潔
 〒五六一八五五五
 伊勢市神田久志本町一七〇四
 FAX 〇五九六―二一六四六二
 振替口座 〇〇八九〇一九四〇四四四
 隔月発行・頒布送料共一部二〇〇円
 ※研究機関・学会・図書館等には無償で送付しますのでお申し込み下さい。
 ※個人で御希望の方は送料込み年間一〇〇円をお送り下さい。